

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 9 号  
平成 20 年 11 月 12 日 一部改正  
平成 22 年 6 月 12 日 一部改正  
平成 23 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 26 年 3 月 14 日 一部改正  
平成 27 年 3 月 13 日 一部改正  
平成 28 年 12 月 26 日 一部改正  
平成 29 年 9 月 19 日 一部改正  
令和 4 年 3 月 30 日 一部改正  
令和 4 年 9 月 30 日 一部改正  
令和 5 年 3 月 30 日 一部改正

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** 国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の契約職員の育児休業、介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

**第 2 条** この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

**第 3 条** この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 育児休業：契約職員が同居している当該契約職員の 1 歳 2 箇月（第 4 条第 2 項の育児休業の申出をすることができる場合にあつては 1 歳 6 箇月。第 4 条第 5 項の育児休業の申出をすることができる場合にあつては 2 歳。）に満たない子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により契約職員が当該契約職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該契約職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する里親である契約職員に委託されている児童のうち、当該契約職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。
- 二 出生時育児休業：育児休業のうち、第 10 条から第 15 条までに定めるところにより、子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとする。以下同じ。）の期間内に 4 週間以内の期間を定めてする休業をいう。
- 三 育児部分休業：契約職員が同居している当該契約職員の小学校就学の始期に満たない子を養育するために、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、契約職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30 分を単位として行う休業をいう。
- 四 要介護状態：負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- 五 家族：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、

父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫その他契約職員と同居している者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子に限る。）をいう。

六 介護休業：契約職員が一の家族毎に3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内（一の家族につき介護休業又は次号で規定する介護部分休業をしたことがある場合、その日数も通算する。以下第7号において同じ。）において、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するためにする休業をいう。

七 介護部分休業：契約職員が一の家族毎に3回を超えず、かつ通算して93日を超えない範囲内において、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するために、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内で介護に必要とされる時間について、1時間を単位として行う休業をいう。

八 介護時間：契約職員が一の家族毎に、連続する3年の期間（介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除く。）内において、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するために、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内で介護に必要とされる時間について、30分を単位として取得する時間をいう。

九 早出遅出勤務：契約職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護するために、1日の所定労働時間を変更することなく、始業及び終業の時刻を午前7時から午後10時までの範囲内で定める勤務をいう。

## 第2章 育児休業等

### 第1節 育児休業

（育児休業申出の手續等）

**第4条** 契約職員は、育児休業（出生時育児休業を除く。以下第15条まで同じ。）をしようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）等を記載した育児休業申出書により理事長に育児休業開始予定日の1箇月前（次項及び第5項に基づく育児休業にあつては2週間前）までに申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることはいできない。

一 その養育する子が1歳6箇月に達する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの、第10条第1項第2号において同じ。）が満了することが明らかである契約職員であるとき。

二 労使協定を締結した場合であつて、当該労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた契約職員であるとき。

三 育児休業に係る子（双子以上の場合も一子とみなす。以下同じ。）が1歳2箇月に達する日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に当該子を養育するために2回の育児休業をしたとき。ただし、当該子について、次に掲げる事情が認められるときを除く。

イ 育児休業の申出をした契約職員について、契約職員就業規則第32条第2項又は第3項に定める就業制限（以下「産前産後の就業制限」という。）が始まったことにより当該育児休業申出に係る育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であつて、当該産前産後の就業制限中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 死亡したとき。

(2) 養子となったことその他の事情により当該契約職員と同居しなくなったとき。

ロ 育児休業の申出をした契約職員について、新たな育児休業期間又は出生時育児休業期間（以下「新时期」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該新时期が終了する日までに、当該新时期の休業に係る子のすべてが、イの(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

ハ 育児休業の申出をした契約職員について、第22条の規定により介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当

- 該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき、又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る家族と介護休業の申出をした契約職員との親族関係が消滅するに至ったとき。
- 二 育児休業の申出に係る子の親である配偶者（以下「配偶者」という。）が死亡したとき。
- ホ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- へ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったとき。
- ト 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- チ 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。
- 2** 契約職員は、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、1歳（契約職員が前項の規定による育児休業を取得している場合であって、当該育児休業の育児休業終了予定日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日における子の年齢）から1歳6箇月に達するまでの子について育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることにはできない。
- 一 前項第1号又は第2号に該当する場合。
- 二 当該子について、当該契約職員が当該子の1歳到達日（当該契約職員が育児休業を取得している場合であって、当該育児休業の育児休業終了予定日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日。以下、第4項まで同じ。）において育児休業をしていない場合であって、かつその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしていない場合。（ただし、前項第3号イからハの事情が認められる場合を除く。）
- 三 次に掲げる事項のいずれにも該当しないことにより、当該子の1歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために必要と認められない場合。
- イ 育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合。
- ロ 常態として育児休業申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- (3) 婚姻の解消その他の事情により常態として育児休業申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなったとき。
- (4) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。
- ハ 前項第3号イからハの事情がある場合。
- 四 当該子の1歳到達日後の期間において、本項の規定による育児休業をしたことがある場合（ただし、前項第3号イからハの事情が認められる場合はこの限りではない。）**3** 前項の規定による申出にあっては、当該申出に係る子の1歳到達日の翌日を育児休業開始予定日としなければならない。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく育児休業を子の1歳到達日の翌日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることができる。
- 4** 前項の規定にかかわらず、子の1歳到達日の翌日から1歳6箇月到達日までの間に第1項第3号イからハに規定する事情が生じた場合は、当該事情の生じた日の翌日以降の日を育児休業開始予定日とすることができる。
- 5** 契約職員は、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、1歳6箇月から2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることにはできない。
- 一 第1項第1号又は第2号に該当する場合。
- 二 当該子について、当該契約職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしていない場合であ

って、かつその配偶者が、当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしていない場合。（ただし、第1項第3号イからハの事情が認められる場合はこの限りではない。）

三 次に掲げる事項のいずれにも該当しないことにより、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために必要と認められない場合。

イ 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳6箇月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合。

ロ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳6箇月到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- (3) 婚姻の解消その他の事情により常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなったとき。
- (4) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

ハ 第1項第3号イからハの事情がある場合。

四 当該子の1歳6箇月到達日後の期間において、本項の規定による育児休業をしたことがある場合。（ただし、前項第1号イからハの事情が認められる場合を除く。）

6 前項の規定による申出にあつては、当該申出に係る子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業開始予定日としなければならない。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく育児休業を子の1歳6箇月到達日の翌日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることができる。

7 前項の規定にかかわらず、子の1歳6箇月到達日の翌日から2歳到達日までの間に第1項第3号イからハの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日の翌日以降の日を育児休業開始予定日とすることができる。

8 第1項ただし書、第2項ただし書及び第5項ただし書の規定は、契約職員と締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第8条の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（育児休業申出があつた場合における理事長の義務等）

**第5条** 理事長は、契約職員から前条第1項、第2項及び第5項の規定による育児休業の申出（以下「育児休業申出」という。）があつた場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があつた日の翌日から起算して1月（前条第2項及び第5項の規定による申出にあつては2週間）を経過する日（以下この項において「1月等経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日（当該育児休業申出があつた日までに、次に掲げる事由が生じた場合にあつては、当該育児休業申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。

四 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 前条第1項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 前条第1項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

2 理事長は、育児休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該育児休業申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 前条第1項の規定による育児休業申出の日より後に当該育児休業申出に係る子が出生したときは、当該

育児休業申出をした契約職員は、出生後 2 週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び育児休業をしようとする契約職員との続柄を理事長に届け出なければならない。

- 4 理事長は、前条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定による育児休業申出、次条の規定による育児休業開始予定日の変更の申出、第 7 条の規定による育児休業申出の撤回の申出、又は第 8 条の規定による育児休業終了予定日の変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を契約職員に速やかに（第 1 項又は次条第 2 項の規定により理事長が育児休業開始予定日を指定する場合にあっては、当該指定する日（その日が当該育児休業申出又は当該育児休業開始予定日の変更の申出があった日の翌日から起算して 3 日を経過する日後の日である場合にあっては、当該 3 日を経過する日）まで）通知しなければならない。
  - 一 育児休業申出、育児休業開始予定日の変更の申出、育児休業申出の撤回の申出、又は育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨
  - 二 育児休業開始予定日（第 1 項又は次条第 2 項の規定により理事長が指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び育児休業終了予定日（第 8 条第 1 項の規定により育児休業終了予定日が変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日）
  - 三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（育児休業開始予定日の変更）

**第 6 条** 育児休業申出をした契約職員は、当該育児休業申出により育児休業開始予定日とした日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、理事長が指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、前条第 1 項各号に掲げる事由が生じた場合は、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を当該育児休業申出につき 1 回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による契約職員からの申出があった場合において、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定した日。）以後の日である場合にあっては、当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該契約職員に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

（育児休業申出の撤回等）

**第 7 条** 育児休業申出をした契約職員は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日（第 5 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定された日、前条第 1 項の規定により育児休業開始予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業開始予定日とされた日。第 3 項において同じ。）の前日までは、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、当該育児休業申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により育児休業申出を撤回した契約職員は、第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用において、当該育児休業申出に係る育児休業をしたものとみなす。
- 3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げる事情が生じた場合は、当該育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該育児休業申出をした契約職員は、当該事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
  - 一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。
  - 二 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
  - 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした契約職員と当該子が同居しないこととなったこと。
  - 四 育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該育児休業申出に係る子が 1 歳 2 箇月（第 4 条第 2 項の育児休業申出に係る子にあっては、1 歳 6 箇月。第 4 条第 5 項の育児休業申出に係る子にあっては、2 歳。）に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(育児休業終了予定日の変更)

**第8条** 育児休業申出をした契約職員は、育児休業申出書により理事長に育児休業終了予定日の1箇月前(第4条第2項及び第5項の規定による育児休業の場合は2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前項の規定による育児休業終了予定日の変更は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、当該育児休業申出につき各1回に限るものとする。

(育児休業期間の終了)

**第9条** 育児休業終了予定日(前条第1項の規定により変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日とする。)とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、当該事情が生じた日(第6号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了するものとする。

- 一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。
  - 二 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
  - 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした契約職員と当該子が同居しないこととなったこと。
  - 四 育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が1歳2箇月(第4条第2項の育児休業申出に係る子にあつては、1歳6箇月。第4条第5項の育児休業申出に係る子にあつては、2歳。)に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
  - 五 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該育児休業申出に係る子が1歳2箇月(第4条第2項の育児休業申出に係る子にあつては、1歳6箇月。第4条第5項の育児休業申出に係る子にあつては、2歳。)に達したこと。
  - 六 育児休業申出をした契約職員が産前産後の就業制限、介護休業、出生時育児休業又は新たな育児休業を始めたこと。
- 2 前項第1号から第4号の事情が生じたときには、育児休業申出をした契約職員は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(出生時育児休業申出の手続き等)

**第10条** 契約職員は、出生時育児休業をしようとする期間の初日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)等を記載した出生時育児休業申出書により理事長に出生時育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ること(以下、「出生時育児休業申出」という。)により、出生時育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることとはできない。

- 一 出生時育児休業に係る子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日、以下同じ。)から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その雇用契約が満了することが明らかである契約職員であるとき。
- 二 労使協定を締結した場合であつて、当該労使協定で出生時育児休業をすることができないものとして定められた契約職員であるとき。
- 三 出生時育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間(当該子を養育していない期間を除く。)内に2回(2回に分割して取得する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。)の出生時育児休業をしたとき。
- 四 当該子の出生の日以後に出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする、第15条第1項第6号において同じ。)が28日に達している場合。

(出生時育児休業申出があつた場合における理事長の義務等)

**第11条** 理事長は、契約職員からの出生時育児休業申出があつた場合において、当該出生時育児休業申出

に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日（当該出生時育児休業申出があった日までに、次に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したこと。
  - 二 配偶者が死亡したこと。
  - 三 配偶者が負傷又は疾病により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
  - 四 配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
  - 五 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
  - 六 出生時育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。
- 2 理事長は、出生時育児休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該出生時育児休業申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 3 出生時育児休業申出の日より後に当該出生時育児休業申出に係る子が出生したときは、当該出生時育児休業申出をした契約職員は、出生後2週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び出生時育児休業をしようとする契約職員との続柄を理事長に届け出なければならない。
- 4 理事長は、前条の規定による出生時育児休業申出、次条の規定による出生時育児休業開始予定日の変更の申出、第13条の規定による出生時育児休業申出の撤回の申出、又は第14条の規定による出生時育児休業終了予定日の変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を契約職員に速やかに（第1項又は次条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日を指定する場合にあっては、当該指定する日（その日が当該出生時育児休業申出又は当該出生時育児休業開始予定日の変更の申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）まで）通知しなければならない。
- 一 出生時育児休業申出、出生時育児休業開始予定日の変更の申出、出生時育児休業申出の撤回の申出、又は出生時育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨
  - 二 出生時育児休業開始予定日（第1項又は次条第2項の規定により理事長が指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び出生時育児休業終了予定日（第14条の規定により出生時育児休業終了予定日が変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日）
  - 三 出生時育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（出生時育児休業開始予定日の変更）

**第12条** 出生時育児休業申出をした契約職員は、当該出生時育児休業申出により出生時育児休業開始予定日とした日（前条第1項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、理事長が指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、前条第1項各号に掲げる事由が生じた場合は、出生時育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日を当該出生時育児休業申出につき1回に限り当該出生時育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 理事長は、前項の規定による契約職員からの申出があった場合において、当該出生時育児休業申出に係る変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、当該出生時育児休業申出に係る変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の出生時育児休業開始予定日とされていた日（前条第1項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定した日。）以後の日である場合にあっては、当該出生時育児休業申出に係る変更前の出生時育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該契約職員に係る出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

（出生時育児休業申出の撤回等）

**第13条** 出生時育児休業申出をした契約職員は、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日（第11条第1項又は前条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定された日、

前条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日が変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。)の前日までは、出生時育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、当該出生時育児休業申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により出生時育児休業申出を撤回した契約職員は、第10条第1項第3号の規定の適用において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業をしたものとみなす。
- 3 出生時育児休業申出がされた後出生時育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げる事情が生じた場合は、当該出生時育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該出生時育児休業申出をした契約職員は、当該事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
  - 一 出生時育児休業申出に係る子が死亡したこと。
  - 二 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
  - 三 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした契約職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
  - 四 出生時育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

**第14条** 出生時育児休業申出をした契約職員は、出生時育児休業申出書により理事長に出生時育児休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業終了予定日を1回に限り当該出生時育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(出生時育児休業期間の終了)

- 第15条** 出生時育児休業終了予定日(前条の規定により変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日)とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、当該事情が生じた日(第7号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了するものとする。
- 一 出生時育児休業申出に係る子が死亡したこと。
  - 二 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
  - 三 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした契約職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
  - 四 出生時育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
  - 五 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日)から起算して8週間を経過したこと。
  - 六 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数が28日に達したこと。
  - 七 出生時育児休業申出をした契約職員が産前産後の就業制限、介護休業、育児休業又は新たな出生時育児休業を始めたこと。
- 2 前項第1号から第4号の事情が生じたときには、出生時育児休業申出をした契約職員は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(職務復帰)

**第16条** 第9条第1項又は前条第1項各号に該当することにより育児休業が終了したとき又は育児休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(育児休業中の身分等)

**第17条** 育児休業をしている契約職員は、契約職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。



## 第2節 育児部分休業

(育児部分休業申出の手続等)

- 第18条** 契約職員は、育児部分休業をしようとする期間の初日（以下「育児部分休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児部分休業終了予定日」という。）等を記載した育児部分休業申出書により理事長に育児部分休業開始予定日の1箇月前までに申し出ること（以下「育児部分休業申出」という。）により、育児部分休業をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で育児部分休業をすることができないものとして定められた契約職員は、申し出ることができない。
- 2 理事長は、育児部分休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該育児部分休業申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(育児部分休業に関する変更等の手続)

- 第19条** 育児部分休業申出をした契約職員は、育児部分休業開始予定日とした日の前日までに、育児部分休業申出書により理事長に申し出ることにより、育児部分休業開始予定日を当該育児部分休業申出につき1回に限り当該育児部分休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、育児部分休業申出の撤回等について準用する。この場合において、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と、「1歳2箇月」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替える。
- 3 育児部分休業申出をした契約職員は、育児部分休業申出書により育児部分休業終了予定日の2週間前までに理事長に申し出ることにより、育児部分休業終了予定日を当該育児部分休業申出につき1回に限り当該育児部分休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。
- 4 第9条の規定は、育児部分休業期間の終了について準用する。この場合において、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と、「1歳2箇月」とあるのは「小学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「育児休業、又は新たな育児部分休業」と読み替える。

(他の休暇との関係)

- 第20条** 理事長は、契約職員が育児部分休業をしている期間において、契約職員就業規則第22条に規定する年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）を申し出る場合、同規則第26条に規定する特別休暇（以下「特別休暇」という。）又は同規則第27条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）を請求する場合には、当該申出又は請求に係る日の育児部分休業を取り消さなければならない。
- 2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、育児部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

## 第3節 早出遅出勤務

(育児を行う契約職員の早出遅出勤務の請求手続等)

- 第21条** 契約職員は、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）等を記載した早出遅出勤務請求書により理事長にあらかじめ請求を行うことにより、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で早出遅出勤務をすることができないものとして定められた契約職員は、請求することができない。
- 2 前項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の正常な運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした契約職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合においては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした契約職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の請求に係る事情について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該請求はされなかったものとみなす。
  - 一 当該請求に係る子が死亡したこと。
  - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした契約職員の子でなくなったこと。
  - 三 当該請求をした契約職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- 5 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合に、第1項の規定による請求は、当該事情が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 第4項及び前項の場合において、第1項の規定による請求をした契約職員は、第4項各号に掲げる事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
- 7 第3項の規定は、前項の届出について準用する。

### 第3章 介護休業等

#### 第1節 介護休業

(介護休業申出の手続等)

- 第22条** 契約職員は、介護休業の申出に係る家族が要介護状態にあること及び当該家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、介護休業をしようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）等を記載した介護休業申出書により介護休業開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ること（以下「介護休業申出」という。）により、介護休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることができない。
- 一 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6箇月を経過する日までの間に、その雇用契約期間が満了し、かつ、当該雇用契約の更新がないことが明らかである契約職員であるとき。
  - 二 労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で介護休業をすることができないものとして定められた契約職員であるとき。
  - 三 介護休業をしたことがある契約職員で、次に掲げる事情に該当するとき。
    - イ 介護休業申出に係る家族について、3回の介護休業をした場合。
    - ロ 介護休業申出に係る家族について、介護休業又は介護部分休業（以下「介護休業等」という。）をしたことがある場合であって、当該介護休業等の日数の合計が93日に達している場合。
- 2 第1項ただし書の規定は、契約職員と締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（第25条第1項の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

(介護休業申出があつた場合における理事長の義務等)

- 第23条** 理事長は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があつた日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。
- 2 理事長は、介護休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
  - 3 理事長は、前条第1項の規定による介護休業の申出、次条の規定による介護休業の撤回の申出、第25条の規定による介護休業終了予定日の変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を契約職員に速やかに通知しなければならない。
    - 一 介護休業申出、介護休業撤回又は変更の申出を受けた旨
    - 二 介護休業開始予定日（第1項の規定により指定をする場合にあつては、当該理事長の指定する日）及

び介護休業終了予定日（第 25 条の規定により介護休業終了予定日に変更された場合は、変更後の介護休業終了予定日）

三 介護休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（介護休業申出の撤回等）

**第 24 条** 介護休業申出をした契約職員は、当該申出に係る介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出書により理事長に申し出ることにより、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 介護休業申出がされた後介護休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げる事情が生じた場合は、介護休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、介護休業申出をした契約職員は当該事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 介護休業申出に係る家族が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業申出に係る家族と当該介護休業申出をした契約職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る家族についての介護休業日数の合計が 93 日に達するまでの間、当該介護休業申出に係る家族を介護することができない状態になったこと。

（介護休業終了予定日の変更）

**第 25 条** 介護休業申出をした契約職員は、介護休業申出書により理事長に介護休業終了予定日の 2 週間前までに申し出ることにより、介護休業終了予定日を 1 回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（介護休業期間の終了）

**第 26 条** 介護休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の介護休業終了予定日とする。）とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、当該事情の生じた日（第 4 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

一 介護休業申出に係る家族が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る家族と当該介護休業申出をした契約職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る家族について介護休業開始予定日から通算して 93 日を経過する日までの間、当該介護休業に係る家族を介護することができない状態になったこと。

四 介護休業申出をした契約職員が、産前産後の就業制限、育児休業、育児部分休業、介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業を始めたこと。

2 前項第 1 号から第 3 号の事情が生じたときには、介護休業申出をした契約職員は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（職務復帰）

**第 27 条** 前条第 1 項各号に該当することにより介護休業が終了したとき又は介護休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（介護休業中の身分等）

**第 28 条** 介護休業をしている契約職員は、契約職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

## 第 2 節 介護部分休業

（介護部分休業の申出の手続等）

**第 29 条** 契約職員は、介護部分休業をしようとする期間の初日（以下「介護部分休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護部分休業終了予定日」という。）等を記載した介護部分休業申出書により介護部分

休業開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護部分休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることができない。

- 一 労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で介護部分休業をすることができないものとして定められた契約職員であるとき。
  - 二 介護部分休業をしたことがある契約職員で、次に掲げる事情に該当するとき。
    - イ 介護部分休業申出に係る家族について、3回の介護部分休業をした場合。
    - ロ 介護部分休業申出に係る家族について、介護休業等をしたことがある場合であって、当該介護休業等の日数の合計が93日に達している場合。
- 2 第1項ただし書の規定は、契約職員と締結する労働契約の期間の末日を介護部分休業終了予定日（次条第2項の規定により当該介護部分休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護部分休業終了予定日とされた日）とする介護部分休業をしているものが、当該介護部分休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護部分休業開始予定日とする介護部分休業申出をする場合には、これを適用しない。
- 3 理事長は、介護部分休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護部分休業に関する変更等の手続）

- 第30条** 介護部分休業の申出をした契約職員は、介護部分休業開始予定日とした日の前日までに、介護部分休業申出書により理事長に申し出ることにより、介護部分休業開始予定日を1回に限り当該介護部分休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 第24条及び第25条の規定は、介護部分休業の撤回及び介護部分休業終了予定日の変更について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と読み替える。
- 3 第26条の規定は、介護部分休業の終了について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と、「介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業」とあるのは「新たな介護部分休業、介護休業又は介護時間」と読み替える。

（他の休暇との関係）

- 第31条** 理事長は、契約職員が介護部分休業をしている期間において、年次有給休暇を申し出る場合、特別休暇又は病気休暇を請求する場合には、介護部分休業を取り消さなければならない。
- 2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、当該請求に係る日の介護部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

### 第3節 介護時間

（介護時間の申出の手続等）

- 第32条** 契約職員は、介護時間を取得しようとする期間の初日（以下「介護時間開始予定日」という。）及び末日（以下「介護時間終了予定日」という。）等を記載した介護時間申出書により介護時間開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護時間を取得することができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で介護時間をすることができないものとして定められた契約職員は、申し出ることができない。
- 2 理事長は、介護時間申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護時間に関する変更等の手続）

- 第33条** 介護時間の申出をした契約職員は、介護時間開始予定日とした日の前日までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることにより、介護時間開始予定日を1回に限り当該介護時間開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 第24条及び第25条の規定は、介護時間の撤回及び介護時間終了予定日の変更について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「93日」とあるのは「3年（介護休業及び介護

部分休業と重複する期間を除く。）」と読み替える。

- 3 第 26 条の規定は、介護時間の終了について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「通算」とあるのは「起算」と、「93 日」とあるのは「3 年（介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除く。）」と、「介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業」とあるのは「新たな介護時間、介護休業又は介護部分休業」と読み替える。

(他の休暇との関係)

- 第 34 条 理事長は、契約職員が介護時間を取得している期間において、年次有給休暇を申し出る場合、特別休暇又は病気休暇を請求する場合には、介護時間を取り消さなければならない。
- 2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、当該請求に係る日の介護時間を取り消されたものとして取り扱う。

#### 第 4 節 早出遅出勤務

(介護を行う契約職員の早出遅出勤務の請求手続等)

- 第 35 条 契約職員は、早出遅出勤務期間について、その早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日等を記載した早出遅出勤務請求書により理事長にあらかじめ請求を行うことにより、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で早出遅出勤務をすることができないものとして定められた契約職員は、請求することができない。
- 2 前項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の正常な運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした契約職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした契約職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の請求に係る事情について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした契約職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 4 第 1 項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
- 一 当該請求に係る要介護状態にある家族が死亡したこと。
  - 二 要介護状態にある家族と当該請求をした契約職員との親族関係が消滅したこと。
- 5 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事情が生じた場合には、第 1 項の規定による請求は、当該事情が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 前項の場合において、契約職員は遅滞なく、第 4 項各号の事情が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 7 第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

#### 第 4 章 所定外、時間外及び深夜勤務の制限

(所定外勤務の制限)

- 第 36 条 理事長は、3 歳に満たない子を養育する契約職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する契約職員が当該家族を介護するために請求した場合には所定外勤務をさせてはならない。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で所定外勤務制限を受けることができないものとして定められた契約職員は、請求することができない。

(時間外勤務の制限)

- 第 37 条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する契約職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1 箇月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外勤務をさせ

てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、育児のための時間外勤務の制限及び介護のための時間外勤務の制限を請求することはできない。

- 一 研究所に引き続き雇用された期間が1年未満である契約職員であるとき。
- 二 一週間の所定労働日数が2日以下の契約職員であるとき。

(深夜勤務の制限)

**第38条** 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する契約職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間（以下この条において「深夜」という。）において勤務をさせてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、育児又は介護のための深夜勤務の制限を請求することができない。

- 一 研究所に引き続き雇用された期間が1年未満である契約職員であるとき。
- 二 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育する又は家族を介護することができる16歳以上の同居の家族であって、次のいずれにも該当する者がいる場合における当該契約職員であるとき。
  - イ 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1箇月について3日以下の者を含む。）であるとき。
  - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育する又は家族を介護することが困難な状態にある者でないとき。
  - ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないとき。
- 三 一週間の所定労働日数が2日以下の契約職員であるとき。

## 第5章 雑則

(給与の取扱い)

**第39条** 育児休業等、介護休業等の期間は無給とする。

**改正附則（平成20年11月12日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、公布の日から施行する。

**改正附則（平成22年6月23日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程の規定は、平成22年6月30日から適用する。

**改正附則（平成23年3月31日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**改正附則（平成26年3月14日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**改正附則（平成27年3月13日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**改正附則（平成28年12月26日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年1月1日から施行する。

**改正附則（平成29年9月19日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年10月1日から施行する。

**改正附則（令和3年1月27日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和3年1月27日から施行する。

**改正附則（令和4年3月30日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**改正附則（令和4年9月30日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和4年10月1日から施行する。

**改正附則（令和5年3月30日）**

（施行期日）

**第1条** この規則は、令和5年4月1日より施行する。